

◎32番（坂本茂雄君） お許しをいただきましたので、県民の会、坂本ですが、ただいまから質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス「第7波」における知事の情報発信のあり方について、お尋ねします。

6月定例会での知事の提案説明における「ある程度の新規感染者の発生を許容しながら、社会経済活動における制約を段階的に緩和していくべき局面にあると捉えている」との言葉を受けて、私は、危機管理文化厚生委員会で「ある程度の新規感染者の発生を許容する際の目安」についてお尋ねした際、健康政策部長は「注意のレベルで落ち着くことだと考えている」と言われました。

しかし、特別警戒であっても、社会経済活動における制約をかけることもなく、人流のピークが過ぎた後の8月16日に特別対応に引き上げ、BA5宣言を発しました。

つまり、決して許容できるレベルではなかったにもかかわらず、社会経済活動における制約を段階的に緩和するかのように見られ、県民の皆さんに誤ったメッセージを寄せられたのではないかと思われました。

これまで、県民の会では、県民の行動変容につながるような知事の情報発信を求め、知事も2月定例会で「県民の皆さんに、我が事として捉えていただけるようにメッセージを発していくことが大事だと考え、メッセージを受け取る方々の立場や思いを想像して、ここに想像力を働かせて、それに寄り添ったものとなるということが肝要だと考えている。今後も、こうした点に留意しながら、県民の皆さんと心を1つにして、コロナ禍を乗り越えていけますように、正確で、かつ、わかりやすいメッセージの発信に努力していく」と言われましたが、第7波における情報発信のあり方は、早期に第7波をピークアウトさせることにつながったと考えられているのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 新型コロナウイルスに関します私からの情報発信につきましては、今、御紹介もいただきましたけれども、県民の皆さんに我が事として受けとめていただきたいという考えに立ちまして、正確でわかりやすいメッセージとなるように心がけております。

具体的な対応といたしましては、データやグラフ、イラストなども用いながら、必要な対策について説明をしましりますとともに、その対策の根拠については丁寧に説明するように努めてまいりました。

ピークアウトが早期に行われるために、どの程度貢献したかというお話がございましたが、ピークアウトに至った要因には、いろんな要因があると思いますので、このメッセージの中身がどう貢献したかということを取り出して分析するのは難しいというふうに思います。

ただ、第7波がおおむねピークアウトができたということに関しましては、県民の皆さんが、私どものメッセージを御理解いただいて、御協力いただいた、そうした賜物であるというふうに考えております。

◎32番（坂本茂雄君） メッセージを受け取る方々の立場や思いを想像して、ここに想像力を働かせて、それに寄り添ったメッセージであるかどうか、このことがやっぱり一番大事だったと思うんです。ですから、どのタイミングでとか、どういう頻度でとかいうようなことも大事ではあるかと思えますけれども、その中身だと思うんですね。

そういった意味で、私は、例えば、テレビ中継のときだけ、鳴子踊りに知事が参加されていた。あの光景は、非常に誤った情報発信をされたのではないかというふうに、私は感じました。確かに、県庁踊り子隊の皆さんも踊りますから、一緒に踊られる、そういうお気持ちもあったとは思いますが、例えば、あのときに、「よさこい踊りを楽しまれる県民の方は、3年ぶりのよさこいを、感染防止対策を徹底した上で楽しんでいただきたい。私も県庁踊り子隊の方々とともに踊りた

いのはやまやまだが、今は、コロナ対策に専念し1日も早い第7波のピークアウトを目指したいので、知事室で職務に専念させてもらいたい」とでも言えば、それは、県民の皆さんに思いが伝わったのではないかと。そういうことでなしに、踊り子隊の先頭に立たれたことが、知事もああいうふうに踊られてるからというふうなメッセージになったりしたのではないかとというふうに、実は、あのとき、いろんな方からお声をいただきました。

そういった意味では、やっぱり今後も、どういう姿勢で県民の皆さんに寄り添った思いでメッセージを発するか、このことに、やっぱり強い思いをいたして、メッセージを発していただきたいというふうに思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

◎知事（濱田省司君） お話ありがとうございました、よさこい祭りの際の対応に関しましては、私の耳にも、議員からお話しありましたように、特に医療従事者の方々から、もう少し感染防止のメッセージを知事からも出すべきではなかったかというような御意見はいただいたところでございます。その点は、重く受けとめております。

ただ、大きな方向といたしまして、今回の局面に関しましては、社会経済活動との両立をできるだけ図っていくということが大命題としてあったというふうに理解いたしておりますので、ただいま、議員から御指摘ありました想像力という点に関して申し上げますと、恐らく県民の皆様方、特に、旅行であったり、会食を予定されているような方々が、これは予定どおり行っていいものか、どうなのかということに、大変判断が迷われたような場面があるのではないかとというような、私も想像をいたしましたので、その場合には、必要な場合にはワクチンの接種もそうでありますが、例えば、全員検査のような方法をとって、安心安全を確保した上で、両立を図っていただきたいと、そういったメッセージを出させていただいたつもりでございます。

◎32番（坂本茂雄君） ぜひ、今後はそういう、常に県民に思いをいたすような形での情報発信をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどもお話ありました、知事から、医療従事者の方からお声をいただいたというようにことでしたが、その医療提供体制を支える医療従事者の方への支援について、お伺いします。

「第7波」による県内医療機関の逼迫度が高まっているときには、人員不足や業務増に加え、クラスターが頻発し、県内医療機関のクラスターは、7月に11件だったのが8月は52件に急増するとともに、高齢者らの感染が増加し、人手がかかる中等症以上の患者もふえました。

さらには、重症患者を受け入れる高知医療センターでは、職員にとっては過度とも思える行動自粛が強られる中でも、感染や濃厚接触者になった職員の自宅待機が100人近くに上る中で、コロナ患者の看護体制と3次救急患者の受け入れ体制を確保・維持するため、苦慮されてきました。

そのような医療体制を支えてこられた医療従事者には、これまで新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当や新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金が支給され、今年度は、看護職員等処遇改善事業補助金を活用し、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関など対象医療機関の看護職員の賃金引き上げに相当する額が手当されてきました。

しかし、この財源も10月からは診療報酬に組み込まれる中で、看護職員の処遇改善の仕組みがどのようになっていくのか、医療機関によって不安視されています。

今後は、医療従事者の就業意欲をさらに維持し、高める支援策は考えられないか、知事にお伺いします。

◎知事（濱田省司君） 今回のコロナ禍におきます医療従事者の方々への処遇の問題でございます。今回のコロナ禍におきましては、医療を守るということ、そして、加重的な負担を強いられております医療従事者を迅速に支援するというのを優先いたしまして、診療報酬の改定によらずに、特例

的に、国や県におきまして、手当あるいは慰労金の支給などを行うという形を中心に対処してまいっております。

加えまして、本年1月には、入院協力医療機関などに対して交付いたしております病床確保料、いわゆる空きベッドの保障のための給付金でございますが、この一部を医療従事者の処遇改善に当てるべしという形で、交付要件も改正されるという形での配慮が行われているところでございます。

今後も、コロナ医療などの困難な患者対応に従事されます医療従事者の処遇改善につきましては、全国レベルで検討をし、国において統一的に実施されるべきものというふうに考えております。

県といたしましても、引き続き、処遇改善などの国の動向を注視いたしますとともに、医療従事者のお声も伺いながら、必要に応じまして、全国知事会などを通じまして、政策提言を行ってまいりる考えであります。

◎32番（坂本茂雄君） 医療従事者の方々は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化によって、社会経済活動における制約の緩和がされている県民の方々とは違って、厳しい行動自粛が継続されている医療機関も見受けられます。それは、行動自粛ではなく、むしろ、行動制限、あるいは、制約となっている現状もあります。個人のプライベート時間を把握する過度なプライバシーへの介入、精神的な負担の蓄積、現場の逼迫を理由に職員の事情を配慮せず勤務変更がされるなどの実態が強いられているとの声もあります。

改めて、過度な行動自粛の緩和や精神的負担の増大を解消する支援策、また、本来であれば、賃金が発生しない業務時間外の個人の時間を制限するのであれば、待機手当のような手当や慰労金のようなものについても、支給されてしかるべきではないか、そういった御要望が多く挙げられています。そういったことについて、先ほど、知事は、国が一律でというようなこともありましたけれども、県独自でそんなことも考えていく、そういうふうなお考えはないでしょうか。

◎知事（濱田省司君） この問題は、基本的には、特にコロナの対応ということを想定いたしますと、高知県の地域問題というよりは、これは、全国的な医療の制度、そして、医療従事者に対する報酬のあり方の制度の問題だというふうに考えております。

最近でございますと、令和4年度、今年度から、救急医療機関などの看護師さんを中心とした賃金を月額平均で4000円相当引き上げるという方策を、国のほうでとられるということでございまして、9月分までは補助金で、10月以降は診療報酬で対応していくという方針が出されておりますので、こういった形で、国においてしっかりとした対応をしていただく。

ただ、現場のいろんなお声などをお聞きした中で、足らざる部分があるとすれば、我々としても、それをしっかり国に対して意見を申し上げていくと、そういう対応をとるべきものと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） 最後のほうで言われました、診療報酬改定の中で、今後対応していくということにおいても、例えば、県立病院などで言えば、看護職員だけにそういったものを処遇して、現場からの声が大きな薬剤師等にも、そういった適用がなぜされないのかというような声も上がっております。

そんなことも含めて、先ほど知事は、いろいろこれからも現場の声も聞きながらということでしたが、国の対応でやれること、そして、それを県の段階に落とし込むときに、ぜひ、県内の現場の声を聞きながら対応していただきたいということを御要望させていただきたいと思っております。

続きまして、コロナ禍における生活困窮者支援のこれからについて、お聞きします。

現在に続くコロナ不況のもとで、経済的に困窮した人たちを対象とする支援策が幾つか実施されてきましたが、そうした施策の中で、幅広く利用され、かつ、コロナ禍の当初から利用されてきた

のは、生活福祉資金の特例貸付であったと言えます。

今回のコロナ禍での特例貸付は、住民税非課税世帯であれば、償還免除とする方針が事前に示されていたり、貸付審査も大幅に簡略化され、申し込みから貸付実行までの迅速化も図られたことなどが利用の拡大につながったものだろうと思われま

しかし、これから、償還の開始が大きな課題となってまいります。2022年12月末日以前に償還が開始となる貸付について、据置期間が延長されましたが、来年1月からは返済が始まります。

本県における償還の状況について、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 生活福祉資金の特例貸付は、コロナ禍の影響によりまして休業や失業等で生活資金にお困りの世帯に対しまして、貸し付ける制度でございまして、申請の受付は、令和4年9月末までで終了となっております。

これまでの貸付実績は、令和4年8月末の現在で、2万8,640件、約114億円となっております。そのうち、令和5年1月から償還の始まります緊急小口資金につきましては、令和4年3月までに貸し付けを申請したもので、1万318件、平均償還金額は約17万7,000円となっております。

また、総合支援資金初回貸付につきましても、同じく、令和4年3月までに貸し付けを申請したもので、7,758件、平均償還金額は約52万8,000円となっております。

◎32番（坂本茂雄君） そのうち、償還免除となる方はどれだけおられるのか、部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 今回の償還免除の条件は、借受人と世帯主が、令和3年度、または、令和4年度に、住民税非課税の世帯などの方でござい

ます。免除につきましては、特例貸付を受けた方からの申請が必要となっております。その申請につきま

したの御案内を、対象者全員に対しまして、県社会福祉協議会が、本年6月に御案内の文書を送付しております。

◎32番（坂本茂雄君） 償還免除となられる方は、何とかしのいでいけるかとは思いますが、昨年の2月定例会で「免除基準が低すぎると、生活再建が困難となることから、緊急小口資金の償還免除要件をさらに拡大し、総合支援資金の償還免除要件もできるだけ拡大することが望ましい」とお聞きした際、当時の部長は「貸付金の償還免除の要件を、住民税非課税世帯に限定せずに、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらに緩和するよう、全国知事会とともに国に提言していく」と答えられていましたが、償還免除の要件緩和はされてきたのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） ただいまお話ありましたように、全国知事会を通じました提言活動なども繰り広げました結果、昨年の11月に、生活保護受給者、あるいは、障害をお持ちの方、さらには、1年分の償還が滞ったひとり親世帯、こういった方々が償還免除の要件に加えられたところ

でございます。そして、実際問題、意味が大きいと思いますのは、これに加えまして、1年以上償還が遅延し、償還指導を実施しても償還の見込みがないと判断される場合などは、都道府県の社会福祉協議会におきまして、社協サイドの職権によりまして、償還免除ができるという規定も加えられたということ

具体的な運用のあり方につきましては、国のほうからまだ詳細が示されておりませんが、借受人の生活再建に資する取り扱いが実現できますよう、まずは、国の動きをしっかりと注視したいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。最後に言われた点については、ぜひ、これから対応していく社協職員の皆さんにとっても、大変なことではあるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

緩和された要件を満たさなくても、将来の家計収支の見通しなども丁寧に聞かれて、償還免除をしたり、それぞれに柔軟な償還免除の対応などに努めていただきたいということもお願いしておきたいと思ひます。

続きまして、今回のコロナ不況における生活困窮者に対応する中で、生活困窮者に対して「制度の対象ではない」というふうに、自治体窓口などで言って、それで終わるだけでは自治体が相談を受ける意味がないことだろうというふうに感じました。

むしろ、声を上げることができない立場の弱い人から相談を受けた内容によって、ウイズ・アフターコロナ期において、どのような制度が必要なのかを国などに伝え、制度に反映させていくことが自治体の役割ではないかと思ひます。

今回のコロナ禍が新たな形の生活困窮を引き起こしたというよりも、コロナ禍というショックによって、低所得だったり収入が不安定だったりする生活困窮が表面化したものであることから、アフターコロナの平時における生活困窮支援策として、今後あらゆる制度を考えられることが必要ではないかと思ひています。

まずは、生活保護制度の最低生活費を下回る収入の世帯に対して、資産調査なしで生活扶助相当額を給付する制度の創設などについて、検討できないか、知事にお伺ひします。

◎知事（濱田省司君） 生活保護制度におきましては、最低生活費の考え方を伺ひられておきまして、資産、能力などあらゆるものを活用することを生活保護の前提としていると、そういう制度となっております。

このため、収入が最低生活費を下回ったといたしましても、預貯金、あるいは、不動産などの資産の売却収入などがあれば、これを消費した後に保護適用となるという考え方がとられておきます。

したがいまして、収入が最低生活費を下回っていることをもって、資産を考慮することなく生活扶助制度を創設するということは、生活保護制度とのバランスを著しく欠くことになるというふうにお考えます。

こうした生活保護に至るいわば前段階の生活困窮の方々に関しましては、生活困窮者自立支援制度によりまして、就労や住居確保など自立に向けた総合的な支援を実施するという形で対応されるべきものとお考えしております。

◎32番（坂本茂雄君） 制度としては、そうだろうと思ひます。

ただ、例えば、このコロナ禍において、厚生労働省は、「生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずに御相談ください」といったメッセージをウェブサイトのトップに掲げても、そうやって申請を促してきても、やはりこの間、生活保護の申請というか、受給は減っている状況にあるわけですね。

そういった意味では、生活保護制度に対するスティグマなどの問題から、第2のセイフティーネットである、先ほど知事が言われた生活困窮者自立支援制度から、それからも漏れて、再度、制度のはざまに陥ってしまうケースが、これから見受けられるのではないかというふうな心配をしております。

そういった意味で、ぜひ、独自の制度、第2のセーフティーネットと第3のセーフティーネットの間にある、そういう制度のはざまに落ち込まないような方々への支援策というのをこれからは考えていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども。県独自でということが難しいのであれば、ぜひまた、これらも知事会などで検討していただいて、国に声を上げていただきたいというふうに思っています。

続きまして、住居確保給付金は、コロナ禍で大幅に活用が増加しました。この住居確保給付金の要件は、2020年4月20日から、支給対象が、新型コロナウイルス感染症の影響による給与や事業収入が減少し、生活に困窮される場合も対象に含まれることとなりましたが、コロナ不況が沈静化しても生活保護とのはざまに陥ってしまうことのないよう、要件の大幅拡大などについて、検討できないか、知事にお尋ねします。

◎知事（濱田省司君） お話がございました住居確保給付金でございますが、これは、従来は、離職あるいは廃業された方ということが要件でございました。ただ、今回、コロナ禍で特例的な対応といたしまして、コロナ禍で収入が減少した方に関しましても、特例的な給付を認めるという扱いがされておりまして、この特例は、本年12月で終了するという予定になっております。

県内のこの特例の活用の状況を見ますと、令和2年度は695件、令和3年度は111件という形での特例の適用実績がございましたが、本年度に入りましては25件ということで、明らかに大幅な減少をしてきているということでございますから、特例貸付と同様に、いわば、通常モードに戻していくということに合理性はあるというような状況になっているのではないかと考えております。

こうした特例措置が終了した後の生活困窮の方々への支援のあり方につきましては、生活再建、自立に向けました伴走型支援に軸足を移行していくと、こういう考え方の方向性で検討がされるべきものではないかと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） ただ、従来のモードに戻したら、従来のモードでは極めて少なかったという実態があるわけですね。コロナ禍で、対象要件を緩和したことによって、ぐっとふえたというようなこともありますので、これがまた従来のモードに戻してしまうと、そのことで困ってしまう方々が出てくるのではないかと。

中には、これから、住居確保においては、住宅確保手当のようなものを支給するべきだというような議論も社会福祉の分野では議論されているという状況がありますので、そのことにつきましても、先ほどお話ししたように、第2のセーフティーネットと第3のセーフティーネットの間のはざまに落ち込まないような、そんな支援策の1つとして、このことについても、また御検討をお願いしたいと思います。

現場の皆さんは、貸し付けか、生活保護かの二者択一を迫るような思いがしたという、社協の職員のつらい思いなんかも出されておりますので、ぜひ、そういったことにならないようお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、人権問題について、お尋ねします。

これは、代表質問で、我が会派の田所議員が取り上げた県内の被差別部落に関する資料がTwitter投稿されるという計画的で確信犯的な差別事件についての答弁を踏まえて、私も質問させていただきます。

2021年10月の「高知県の人権について」の実態公表によりますと、インターネット上の差別的な書き込みへの対応として、「県人権課では、インターネット上の同和問題に関する差別を助長する書き込みについては、サイト管理者に対して削除を依頼しており、2020年度は計132件の書き込みと1件のスレッドについて削除を依頼しています」とありました。

そして、国の実態調査によりますと「インターネット上で、部落差別関連情報を閲覧した者の一部には、差別的な動機がうかがわれる」と指摘されています。

さらに、2020年度「高知市人権に関する市民の意識調査」結果報告書では、「同和地区や同和地区出身者ということに気にしたり、意識する場合」の設問に対して、「気にしたり、意識することはない」が最も多くなっていますが、「自分自身や親族が結婚するとき」が28.8%であり、「不動産を購入したり借りたりするとき」が11.4%、「隣近所で生活するとき」10.4%と、いまだ、同和地区や同和地区出身者ということに気にしたり、意識せざるを得ない実態が明らかになっています。

そのような中、全国の探偵社などで戸籍等不正取得による戸籍の売買ビジネスが横行している実態などから、今回の県内の被差別部落に関する資料のT w i t t e r投稿が、身元調査に悪用される可能性は極めて高いと言えます。

知事も、田所議員に対して「断じて許されない」と言い、「差別に当たるネット上の情報について、削除要請や法務局への通報など、必要な対応を行っている」とのことでしたが、何が支障となって、いまだに削除に至らないのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） お話の差別に当たるネット上の情報に対しましては、県としましても、人権擁護機関であります法務局への通報を行いますとともに、直接、ウェブサイトの管理者でありますT w i t t e r社に対しまして、削除要請を行っているところでございます。また、市町村からも同様に、T w i t t e r社への削除要請を行っておりますが、強制力がないため、いまだに削除されていないという状況になっております。

ネット上の誹謗中傷を、被害者から迅速に救済するためのプロバイダ責任制限法につきましても、削除を義務づける制度とはなっておらず、最終的には、ウェブサイトの管理者の判断となっていることが、削除に至らない要因となっているところでございます。

◎32番（坂本茂雄君） 今、おっしゃられたとおり、削除を義務づけるということが、いまだできない、そういう今の法制度になっていること自体が問題ではないかというふうに思います。

私、毎日、この投稿が早く削除されないかとの思いで見られている方がおられると思うんですね。その方のことを思うと、本当に胸が痛みます。1日も早く、この削除をされるように願うとともに、県としても、今後、引き続き、取り組みを強化していただきたいと思いますが、特に、先ほど言われたこと以上に考えられる取り組みというのではないのでしょうか。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） この案件の削除につきまして、一つは、人権擁護機関であります法務局への通報。ただ、この法務局での削除の取り組みにつきましても、実際は、削除に至っていないという案件も多くあるというふうにお伺いしております。

非常に難しい問題ではあると思っておりますが、法務局等との連携を密にしまして、県としまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） よろしく申し上げます。

続きまして、先日の答弁で、知事は、来年度改定予定の高知県人権施策基本方針に、ネット上の誹謗中傷や差別を防止するための具体的な施策を適切に反映し、実効性のある取り組みを強化したいとの答弁をされましたが、どのようなことが想定されるのか、部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 現在、本県では、人権施策基本方針に、インターネットによる人権侵害を施策の一つに位置づけまして、予防のための教育啓発などに取り組んでいるところでございます。

実効性のある取り組みの強化に向けまして、来年度に改定予定の基本方針の中で、被害に遭われた方々のために、弁護士等の専門家による相談体制の強化でありますとか、ネットを正しく活用する能力の向上に向けました県民向けの年代別の講座の開催、小中高等学校における情報モラル教育の充実、ネット上におけるモニタリングの強化などにつきまして、具体的な検討を行ってまいります。

◎32番（坂本茂雄君） ぜひ、被害を受けられた方の救援策、これをより強めていけるような、そんなことも、また、先進事例などに学びながら検討いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、南海トラフ地震を始めとした、災害対策について、お尋ねいたします。

まず、避難行動要支援者個別避難計画の漏れの無い策定について、お尋ねします。

知事は、今定例会の提案説明で、「市町村における個別避難計画の策定支援に取り組んでおり、計画の策定には、要配慮者一人一人の事情を把握しているケアマネジャーなどにかかわっていただくことが効果的ですが、こうした福祉専門職の参画が十分に進んでおらず、計画策定が思うように進捗していない市町村も見られる」と言及されました。

計画策定が十分に進んでいない理由は、福祉専門職の参画問題だけではないと思うのですが、知事は、どういうことが、この進んでいない理由だとお考えになりますか。

◎知事（濱田省司君） お話ありがとうございました、いわゆる要配慮者のための個別避難計画の作成率でございしますが、県全体では45.8%という水準でございしますが、この内訳を見ますと、高知市以外では70.8%と、一定程度、進捗を見ておるのに対しまして、高知市内が7.8%と、かなり水準が低いまま低迷しているところでございます。

この実効性のある計画の作成を進めますためには、日ごろから要配慮者の方々の状況を把握されております福祉専門職の参画が有効だと考えますが、高知市を始めといたしまして、この参画が進んでいない市町村では、計画作成におくれが見られるという傾向は確かにあるというふうに考えます。

加えまして、福祉専門職の参画をお願いするにしても、もともと仕事も抱えておられて、忙しい方も多いわけでございますから、一定程度の報酬をお支払いするといった財政的な負担も伴う場合があるということでございますが、この辺の財政的な手当という点も、十分な手当が必ずしも講じられてこなかったというところも背景の一つとしてはあろうかと思えます。

ただ、この財政面に関しましては、令和3年度、昨年度から福祉専門職の参画に要する経費につきまして、市町村分の普通交付税で、いわゆる交付税措置が始まりましたし、県におきましても、本年度、令和4年度から、市町村への補助メニューに追加するという形で、財政措置の充実を図ってまいったところでございます。

これに加えて、現在の取り組みといたしましては、多忙な福祉専門職の方々が参画しやすいよう、県におきまして、オンラインでの研修ですとか、計画作成の手順づくりなどにつきまして、福祉専門職の団体などと協議を進めているところでございます。

今後の計画の作成が、全県的に、迅速かつスムーズに進みますように、こうした関係団体との協議も踏まえながら、取り組みを強化し、また、ただいま申し上げました財政措置について、市町村に対してのPRもしっかりと行ってまいりたいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） 先ほど、知事が答弁の中で言われました福祉専門職の方自体も、大変な繁忙な中で対応して下さるということになるかと思えます。それは、財政的な支援だけではなくて、もっといろんな形でバックアップしていくことも今後必要だろうとは思いますが、先ほ

ど言われたようなことで今年取り組み状況を見させていただきたいというふうに思っています。

ただ、問題は、これまで質問してきた際に、県のほうも言われてきたんですけれども、「福祉の専門職とつながっていない方への対応、日ごろから地域の見守り活動を行っているさまざまな方の理解と協力を得ることが重要と考えている」というふうに県のほうは答弁してまいりましたが、福祉専門職が現時点でもつながっていない避難行動要支援者がいるということへの配慮、これは大変重要ではないかというふうに思っています。ぜひ、その点についても、今後、考慮しながら進めていただきたいというふうに思っているところです。

続いて、その個別避難計画作成率の問題ですが、先ほど、知事が数字的なものをおっしゃってくださいました。これは、6月定例会のときも、加藤議員の質問に対してお答えになった部分だろうというふうに思いますが、問題は、優先度が高く、名簿情報提供の同意がとられた世帯のみを対象世帯としている場合は、不同意の方が、計画策定から取り残されるということになるのではないかと。誰一人取り残さない防災対策の最優先課題であるだけに、この課題にどのように取り組んでいかれるのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） この避難計画の作成の優先度が高い方のうち、地域への名簿提供を同意されている方は県内で67.9%、一方で、約3割の方は同意が得られていないという状況になっております。

その中で、お話の不同意の意思表示をされた方の中には、周囲に御自身の情報を知られたくないといった方や、計画作成の必要性を十分に理解していない方が一定数おいでと考えております。

このため、県としましては、今後、生活環境や心境の変化も考えられるため、定期的な情報確認の実施でありますとか、計画の必要性を丁寧に説明、場合によっては、信頼関係がある福祉専門職等に同意の取得を依頼するといった対応を、市町村に働きかけるとともに、計画作成につなげてまいりたいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） 続きまして、介護事業所のBCP策定義務づけについて、お尋ねします。

2021年4月施行「令和3年度介護報酬改定における改定事項」で、2024年から介護事業所でのBCP策定が義務づけられました。災害大国である日本で、介護事業所の利用者・職員を守るための計画策定や訓練を義務づけるものです。

本県において、対象となる介護事業所数に対して、BCPが策定できた事業所はどうなっているか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 本年9月に県が行いました県内介護事業所のBCP策定状況の調査では、回答がありました462事業所のうち、災害時のBCPを策定済みは25%、作成中は53%となっております。

また、感染症発生時のBCPを策定済みは17%、作成中は56%となっております。

◎32番（坂本茂雄君） まだまだという感じがいたします。

策定期限となる2023年度末までに、全ての介護事業所でBCPが策定されるよう、どのように取り組まれるのか、部長にお聞きします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護事業所のBCP策定に向けましては、全施設を対象にした説明会や施設団体による研修会等で、事業所への周知を行ってきたところでございます。

本県では、これまでも災害時のBCPにつきましては、平成24年3月に、県の社会福祉施設防災対策指針を策定し、施設団体と連携をして、全国に先駆けて取り組んできたところでございます。

令和5年度末の策定に向けまして、引き続き、施設団体や市町村との連携を強化いたしまして、国が作成したガイドラインの活用を施設に対しまして働きかけるとともに、研修会の開催や事業所への個別支援などを行ってまいります。

◎32番（坂本茂雄君） この項の最後に、3年間の据置期間中、自らの事業所のBCP策定と並行して、避難行動要支援者の個別避難計画策定への参画が求められるということは、大きな負担になると思われます。

先ほど、この点について、知事が少し触れられましたけれども、この負担軽減に当たって、補助金による財政支援だけで可能なのか、部長にお尋ねしたいと思います。

◎子ども・福祉健康政策部長（山地和君） お話のように、介護サービス事業所等では、令和5年度末のBCPの策定を求められている中、福祉専門職の日々の業務も多忙でありますことから、福祉専門職の個別避難計画の作成への参画に慎重な御意見もいただいておりますが、一方で、事業所関係団体等との意見交換では、福祉専門職は多忙ではあるが、いざというときに利用者の命を守るためにも、作成作業への参画は必要と、前向きな御意見もいただいております。

こうしたことから、負担感の軽減のための財政支援に加えまして、いつでも、例えば、視聴できるオンラインによる研修の実施でありますとか、円滑な計画作成に向けた手順書の作成、そういった、きめ細かな支援を行うことによりまして、負担感の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） いろいろと言いたいことはありますが、時間がありませんので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、福祉避難所についてですが、個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、要配慮者が日ごろから利用している施設へ直接の避難を促進することとされていますが、本県での調整は進んでいるのかどうか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和3年5月に、内閣府のガイドラインが改正されまして、福祉避難所等へ直接の避難を促進することが適当と示されたことから。県では、市町村に対しまして、担当者会や各ブロック研修会等で、直接避難の検討を働きかけてきたところでございます。

現在、3町村が直接避難の受け入れ対象者の調整に着手しており、17市町村で直接避難の手順等を検討中という状況でございます。

市町村からは、受け入れまでの時間が短いなど、施設側の負担が大きいことや対象者の絞り込みが困難、コロナ禍で施設の協議が難しいなどの課題が挙げられております。

今後は、施設の負担軽減に向けました具体的な課題の洗い出しや、個別避難計画作成更新にあわせました直接避難の対象者の絞り込みなど、市町村に働きかけていくとともに、直接避難に向けました取り組みを支援してまいりたいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） 続きまして、今回の台風14号で災害が発生するおそれがあるとして、本県始め、9県が災害救助法の事前適用を行いました。

この場合に、一般避難所だけでなく、福祉避難所を設置された場合に、その費用にも国費は充当されるのか、部長にお聞きします。

◎子ども・福祉政策部長（山地和君） 災害救助法の事前適用の対象となる経費は、一般の避難所につきましては、建物の使用料や光熱費等に限定されております。

一方で、福祉避難所につきましては、これらの経費に加えて、ポータブルトイレなどの仮設設備の費用、また、消耗機材等の購入費、支援に当たる介護員等の配置に要する経費が対象となることを、国に確認しております。

◎32番（坂本茂雄君） ぜひ、そういった意味では、一般避難所だけではなくて、福祉避難所も積極的に開設することを要望しておきたいと思います。

避難所における新型コロナウイルス感染症の自宅療養者対応ということで、今回のように、自宅療養・待機者が多数に上った場合、その自宅エリアで「避難指示」や「緊急安全確保」が出される場合もなきにしもあらず、です。

そういった場合に、今の避難所でのゾーニングでは適切ではないと考えますが、どのような対応が図られるか、危機管理部長にお尋ねします。

◎危機管理部長（中岡誠二君） 台風や集中豪雨などのシーズンを控え、自宅療養者の避難が想定されたため、その対応について、各市町村長に対して、7月8日に通知を発信しております。

通知では、避難所において、自宅療養者専用のスペースを確保するか、別の避難所を開設するようお願い、また、自宅療養者への連絡や避難所情報を提供する方法のほか、避難所の衛生管理や病状が悪化した場合の対応などについて、事前に管轄する福祉保健所と協議することもあわせてお願いしてございます。

9月の台風14号での対応について、避難所を開設した全市町村に調査しました結果、全ての市町村において、自宅療養者専用のスペースを確保、または、別の避難所を開設するように準備していたということでございました。

ただし、実際に避難してきた自宅療養者はゼロでございまして、課題を把握するまでには至っておりません。

今後は、自宅療養者の避難に際して想定される課題などについて、市町村や保健所とも協議を行い、対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。

◎32番（坂本茂雄君） 時間がないので、もう最後にいきます。

知事、国葬についての考え方で、先日の田所議員に対して、行政面でのプロセスに特段の瑕疵はなかったというふうに言われました。

私は、このことに対して、大変に疑問を感じております。

改めて、そういうふうにお考えなのか、岸田首相は「改めて検証する」ということも言わざるを得ない状態になっていますが、今でも、行政面でのプロセスに特段の瑕疵がなかったとお感じになっているのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 今回の国葬儀は、行政権の範疇に含まれる国の儀式という位置づけがされた、これを大前提といたしますと、それに従った手順はしっかりと行われたと考えておりますので、その意味で、実施に当たった手続き、プロセスに特段の瑕疵はなかったというふうに考えているところであります。

◎32番（坂本茂雄君） 終わります。

いろいろ言いたいことはありますけれども、これで終わります。